



情報ひろば



こどもDo(ど)まんなか作文募集！

こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、日頃から皆さんが思っていること、日々の生活の中で不思議に思うことや疑問に感じるなど、広く意見を募集します。

皆さんから募集した意見は、市のホームページなどで紹介予定です。

●作文募集要項

応募資格 市内在住の小学生・中学生・高校生（市内の小・中学校および高等学校に市外から通学する児童・生徒を含みます）
【応募者全員に参加賞あり】

テーマ例

- ・もし、私が「市長」だったらこんなことをしたい
- ・みんなに教えたい吉野川市のいいところ
- ・私が理想とする吉野川市
- ・「こどもまんなか社会」のまちづくりを考えるなど

応募規定 400字詰め原稿用紙2枚程度（A4レポート用紙などに書いたものも可）
作文には学校名、学年、氏名を明記してください。
※応募作品は本人が創作したもので、未発表のものに限ります。
※作文は返却しません。

提出先 〒776-8611
吉野川市鴨島町鴨島115-1
吉野川市役所 こども未来課 宛

※市内の小・中学校および高等学校に通学している児童・生徒は、作品を学校に提出してください。その他の方は、住所、氏名、年齢、電話番号を記載し、こども未来課まで持参、または郵送してください。

応募締切 9月11日(金)
必着



問い合わせ **こども未来課**
☎ 22-2266 FAX 22-2245

市営住宅入居者募集

募集住宅および予定戸数

喜来第5団地（鴨島）	1戸
東須賀団地（川島）	1戸
ほたる川第2団地（山川）	1戸
川俣団地（美郷）	1戸



市ホームページ
二次元コード

家賃 収入に応じて決定

申込期間

7月10日(金)～8月7日(金)（土・日・祝日を除く）
午前9時～午後5時（正午から午後1時までの間を除く）

申し込みできる方

- ①同居親族または同居しようとする親族（内縁関係にある方および婚約者）がいる方（ただし、単身でも申し込みできる場合があります）
※本市においてパートナーシップ宣誓の受領証を交付された方も可能です。
- ②現に住宅に困窮している方（持家や公営住宅に現在入居している方は除く）
- ③収入が法令で定められた基準内である方
- ④市内に住所または勤務場所を有する方
- ⑤市税などを滞納していない方

※警察から暴力団員と認定された方は、入居できません。
※申込数が予定戸数を超えた場合は抽選となります。

申込方法 都市計画住宅課（東館2階）または各支所（川島・山川・美郷）に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に都市計画住宅課へ申し込みください（郵送は不可）。
※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ
申し込み **都市計画住宅課**
☎ 22-2225 FAX 22-2246

夏季休業中の学校閉庁日（日直を置かない日）について

小・中学校において、8月10日(月)～16日(日)は学校閉庁日（日直を置かない日）です。

緊急時の連絡は、学校教育課（東館3階）までお願いします（学校教育課から学校長に連絡します）。

問い合わせ **学校教育課**
☎ 22-2273 FAX 22-2270

令和9年度 奨学金貸与事前申請の受付

来年度進学を予定している高校生の方が、安心して勉学に励むことができるよう、奨学金貸与申請の事前受付を行います。

審査により認められると、「吉野川市奨学生採用候補者」となります（進路決定後に、貸与決定に係る手続きが必要です）。

事前申請を希望される方は、次のとおり申請手続きをしてください。



貸与要件

- ①市内に2年以上住所を有する方の子（父・母ともにいない方は、本人が市内に住所を有すること）
- ②高等学校または高等専門学校に在学し、翌年度に高等専門学校（第4・5学年）または短期大学もしくは大学へ進学する予定の方
- ③経済的理由により、進学することが困難な方

貸与月額

- ・高等専門学校第4・5学年 2万円
- ・国公立大学 2万円
- ・私立大学 2万5千円

貸与金の償還

高等専門学校卒業の場合は20年以内、大学卒業の場合は15年以内の均等償還
※貸与金は無利子です。

必要書類

- ①奨学金貸与事前申請書 など
- ②住民票の写し（世帯全員のもの：住民票謄本）
- ③所得課税証明書（子どもを除く世帯全員分）
※交付窓口で、この申請を行うためと伝え、①の申請書を提示すれば、所得課税証明手数料は無料になります。
- ④在学証明書
※申請関係書類は学校教育課（東館3階）、または各支所（川島・山川・美郷）にあります。

申込期間 8月3日(月)～31日(月)

●問い合わせ・申し込み **学校教育課** ☎22-2273 FAX22-2270

就学援助制度について

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行うことで、義務教育の円滑な実施を図る制度です。

小・中学校に通学する子どもの保護者で、生活保護法に規定する要保護者（生活保護者）に準ずる程度に困窮していると認められる方が交付の対象になります。援助の認定にあたり、世帯の所得状況の確認など所定の審査を行います。

申請は随時受け付けていますので、援助を希望する場合は通学する学校にご相談ください。

●問い合わせ **学校教育課** ☎22-2273 FAX22-2270

消費者ひろば
「警察官をかたり現金などをだまし取る二七警察詐欺に注意を」
自宅の固定電話や携帯電話に警察官を名乗って「あなたの口座が犯罪に使われている」「あなたが捜査対象になっている」などの理由をつけ、「身の潔白を証明するため」などといって、現金をだましとったり、振り込ませたりする手口の被害が増加しています。
警察官を名乗る犯人は、「逮捕状が出ている」などと不安をおおったり、偽の警察手帳や逮捕状を見せてくることもあります。
警察官が「十一」から始まる国際電話番号から電話をかけてくること
※SNSで連絡をとろうとすること
※電話で「あなたが捜査対象になっている」などといって不安をおおること
※ビデオ通話などで警察手帳や逮捕状を示すこと
※捜査などの名目で現金を預かったり要求すること
は絶対にありません。
問い合わせ
市消費生活センター（市民生活課内）
☎36-1840 FAX22-2245
消費者ホットライン ☎188

